

民法（遺言関係）等の改正に関する中間試案
に関する意見書

2025年9月23日

一般社団法人日本相続学会

【執筆者】

一般社団法人日本相続学会 研究部会
遺言制度見直し（パブコメ）ワーキングチーム

座長

森川紀代

グループリーダー

小池知子 竹内裕詞 森川紀代（兼務）

委員

池浦 慧 池畑芳子 大寄康弘

小西飛鳥 高野良子 西田 誠

野島香苗

研究部会 部会長

吉田修平

【執筆協力】

伊藤久夫

（敬称略）

民法（遺言関係）等の改正に関する中間試案 に関する意見書

令和 7 年 9 月 23 日

一般社団法人日本相続学会

住所：東京都千代田区外神田 6-9-6

平川会計パートナーズ内

Mail: info@souzoku-gakkai.jp

令和 7 年 7 月 29 日に意見募集が開始された「民法（遺言関係）等の改正に関する中間試案」（以下「中間試案」という。）について当会の意見は以下のとおりである。

第 1 新たな遺言の方式の創設について

1 1 つ又は複数の方式を創設することについて

デジタル技術を活用した新たな遺言の方式を創設し、現在より選択肢を増やすことに賛成する。しかしながら、選択肢を増やしすぎれば、要件の混同等によって、方式不備により遺言が無効となるケースが頻出しかねない。中間試案では、甲 1 案、甲 2 案、乙案及び丙案の 4 案が示されているが、複数の方式を採用するとしても 2 つ程度に絞るべきではないかと考える。

2 方式の選択

乙案及び丙案の方向で検討が進められるべきである。

(1) 保管制度の必要性

デジタル技術を使用した新しい遺言（以下「デジタル遺言」という。）の方式は、保管制度を伴うものであるべきと考える。その理由は以下のとおりである。

① 遺言を作成した以上は、相続開始後にそれが実現されること、すなわち遺言が執行されることが重要であるところ、デジタル遺言については発見の困難さや文字情報への復元に困難が生じ得る点の考慮が不可欠である。

すなわち、遺言執行時には遺言者が死亡しており、遺言者本人に遺言の有無、遺言情報の保存場所を尋ねることはできない。そして、電磁的記録はパソコンやスマートフォンの内蔵記憶媒体、SD カード、USB メモリなど、様々な媒体に記録され得るが、遺言者の住居に多数の記録媒体が存在したり、小型の媒体であれば記録媒体自体を容易に発見できないなど、遺言を探索することが困難な場合も生じ得る。

また、電磁的記録はそれだけでは文字として感得できず、記録媒体に記録されている電磁的記録を何らかの装置を通し文字情報に変換して初めて感得で

きるという特徴があるが、遺言情報を作成・記録した後、遺言が発効するまで長時間が経過している場合には、記録媒体が時代遅れになり読み取り装置が容易に手に入らなくなったり、記録媒体の劣化等により、読み取れなくなるといった恐れがある。

これに対し、デジタル遺言が、遺言を保管する公的機関（以下「保管機関」という。）で保管されていれば、相続人等は、保管機関の情報を検索することで遺言がなされたかどうかを容易に確認でき、また、記録媒体が時代遅れになって電磁的記録を復元できないといった問題も生じない。

- ② デジタル遺言を設けることの意義は、相続手続のオンライン・デジタル化を実現することにもある。すなわち、電磁的記録である遺言を、電磁的記録のまま法務局、金融機関等に提供して、登記手続、口座の解約手続等ができることが便宜であり、そのようになることが将来あるべき姿といえよう。

法務局や金融機関等において、電磁的記録として提供を受けた遺言に基づき手続を進めるためには、まず、当該電磁的記録が遺言者の真正な遺言であり、偽造・変造されていないことを確認する必要がある。

この点、電子証明書の有効期間は5年を超えないものとされており（電子署名法施行規則第6条第4項）、遺言者が遺言作成時に電子署名を付しても、遺言執行の時点で電子証明書の有効期間が経過していると、遺言の提供を受けた法務局、金融機関等は、電子署名の本人性や電磁的記録が改変されていないことを確認することができない。そうすると、遺言にしたがって登記手続や口座の解約等をすることに支障が生じる。

これに対し、相続手続時に、相続人・受遺者等の申請に応じて、保管機関が、保管しているデジタル遺言に「保管機関がこの電磁的記録を提供した」旨を証明する趣旨で保管機関の電子署名を付した上で、法務局や金融機関等に提供することとすれば、法務局や金融機関等は、保管機関が真正に提供した電磁的記録であると確認することを通じて、間接的に「当該電磁的記録が遺言者の真正な遺言であること、偽造・変造されていないこと」を確認できるから、電磁的記録の形で遺言を執行することができる。

(2) その他の観点

中間試案では、民間事業者が関与することを前提とした案も示されている。デジタルデバイドを考慮することは必要であるが、民間事業者が制度の一角を担うことを前提とする制度設計は、後述するように多くの問題があり、望ましくない。

また、デジタル技術を活用しても、現行の方式よりも手続が煩雑で時間や費用を要するのであれば、ほとんど利用されない制度となりかねないため、負担という観点から既存方式と比較することは重要である。

これらの観点から、甲案には問題が多いと考える。

(3) 小括

以上を踏まえ、デジタル遺言の方式として示された4案のうち、乙案及び丙案の方向で検討が進められるべきである。

3 第1の1「甲案」について

甲案には問題が多いと考えるが、仮に甲案を採用する場合の改善点について念のため、以下で触れることとする。

(1) 甲案による遺言の保管主体

遺言の保管は、民間事業者ではなく遺言者自身が行うべきである。

甲2案には民間事業者の関与が想定されており、甲1案でも民間事業者の関与が排除されていないとされ、中間試案及び同補足説明においては、民間事業者が遺言データを保管する前提の記述が見られる。しかし、遺言の作成から遺言執行までの間に長期の時間経過も想定されるところ、(i)民間事業者には事業終了（撤退）や解散等のリスクがあり、データの長期保管の確実性に不安がつきまとう。また、(ii) 高度な情報セキュリティ対策や、災害その他の障害対策が施され、維持され続けなければ、多数の遺言データが漏洩したり、消失するなどの危険があり、万が一にもそのようなことが起されば、社会的混乱は大きく、取り返しのつかない事態となることが想定される。また、遺言データの保管を担う民間事業者が複数ある場合には、遺言がいつどこで作成されたのかわからないといった事態も生じかねず、(iii)家族が遺言を発見できないか、発見までに多くの手間暇を要するリスクがある。したがって、民間事業者に遺言データの保管を担わせるべきではない。

これに対し、例えば、長期保存可能、かつデータを書き換えられない光ディスク（DVD-R など、相当長期にわたって読み取り装置が供給される可能性が高い汎用的な媒体）に保存したものを遺言とし、遺言者自身が光ディスクを保管することとすれば、上記リスクの回避のみならず、第三者による改変を防ぐことができる。なお、光ディスクの不具合等を考慮し、副本（バックアップ）を1枚以上作成することが推奨される。また、光ディスクを封筒に入れて保管するといった取扱いが一般化すれば、自筆証書遺言と同程度かそれ以上に発見しやすさが確保できる。

もっとも、後に遺言の真意性や真正性をめぐる紛争が生じた場合に備え、民間事業者においては、遺言以外の情報（例えば、受付日時、受付方法、遺言作成日時、担当（応対）者、同行者の有無など）を保管しておく必要があると考えられ、結局、民間事業者について、経営基盤が安定しており、情報セキュリティ対策が万全であるといった要件は欠かせないと思われる。

(2) 甲案による遺言の記録媒体

遺言の記録媒体が限定されていない場合には、遺言がPCの内蔵ディスクや、クラウドサービス上に保存されていることも考え得るが、検認が困難となりかねな

い。甲案による遺言の記録媒体は、携帯が容易で、読み取りのために特殊な機器やサービスの利用が必要ないものに限定すべきではなかろうか。

4 甲1案について

(1) ①～④の要件について

甲1案の方式を導入する場合に、①～④に記載の要件を置くことは賛成する。

なお、遺言が、要件①の電磁的記録なのか、要件①と③を合わせた電磁的記録なのか明らかにされるべきだが、①③のどちらかが欠ければ遺言として成り立たないと思えるほかなく、①と③を合わせたものが遺言とされることが論理的ではないかと思える（甲2案においても同様である）。

(2) 証人

遺言本文作成者や通訳人を証人欠格事由とすること（補足説明12頁）は、検討の余地があると思える。一方で、補足説明が挙げる、施設へ遺贈する遺言における施設従業員については、欠格事由ではなく個別の紛争事案として処理すべきではないか。

(3) 口述の対象

「遺言の全文」に代えて、「遺言の趣旨」を口述するものとするについて、反対する。遺言の内容を理解している遺言者でも、その趣旨をきちんと説明できるとは限らない。また、「遺言の趣旨」が説明されたかどうかは、遺言の有効無効にかかわる重要な事実となり、証人は、「遺言の趣旨」が説明されたかどうかを判断しなければならないが、そのための明確な判断基準を示すことは困難である。そうすると、証人が「この程度で良い」と考えても、後に、その遺言の成立が否定されるケースが生じ得るからである。

(4) 口がきけない者等への対応

口がきけない者等を考慮した方式の検討を要することに異論はない。問題はその方法であるが、手話の場合などは、証人において、通訳人と遺言者のやり取りが正確であることの確認ができないため、通訳人を利用する方法は疑問である。また、遺言全文等を機械が自動で読み上げる場合には、遺言者がその内容を聞いて頷くだけで真意性が担保されたと言えるのか疑問である。これに対し、補足説明14頁（3行目～）でいう「入力する文字情報を・・・」が、要件①で作成済の遺言全文等を、改めて遺言者自身が全文タイピングして音声に変換する措置を意味するのであれば、採り得る方法ではなかろうか。

聴覚障害者については別途の配慮が必要と思われ、各障害者に聴取するなどして、各障害（高齢による各機能の低下も含む）の類型に応じて対応を検討すべきであると思える。

(5) 電子署名を付することについて

甲1案において電子署名まで要件とすることが、必要とはいえない。真意性担

保には資するとしても手続き的には重すぎるとも考えられる。改変防止措置が主眼であれば、前述のように記録媒体を制限することで対応可能ではないか。

(6) 証人の立会方法（ウェブ会議）

ウェブ会議による立会を認めることについて、積極的に賛成はできない。

遺言の普及を促す面からはウェブ会議による証人の立会も検討の余地はあるが、真意性の確保は証人に期待するところが大きく、直接面談の必要性が高い。また、ウェブ会議では、証人において、利害関係者の関与がないことを十分に確認できるのか、そして、証人がその点を証明する役割を担うとすれば、証人はどこまで何をすべきなのか等、検討すべき点は多い。なお、AI 技術を用いて、例えば遺言者が応答しているかのような画像を表示しつつ、裏で（画像としては表示されていない）別の者が応答するといったことも非現実的な話とは言い切れないのではなかろうか。

(7) 検認について

検認は必須である。

そして、金融機関は検認調書によって方式要件充足に疑義がないことを確認すれば良いとする、中間試案補足説明 18 頁 20 行目に記載された考えに賛成する。このようにしないと、遺言を作成したにもかかわらず相続人等が金融機関で払戻しができず、結局は遺産分割協議を経なければならないという事態が生じ得るからである。そのため、検認調書には、例えば家庭裁判所が方式要件ごとに「満たす」か否かをチェック式で記載するなど、後に金融機関等において方式要件充足の確認が容易であるような措置がとられる必要がある。

(8) 甲 1 案を総括して

以上、個々の要件について考えを述べてきたが、甲 1 案には課題が多いと考える。

例えば、証人欠格事由に該当しない証人 2 名を自ら用意するのは、一般に容易でないと思われ、民間事業者の関与なく甲 1 案による遺言の普及を図ることは相当に困難であると考えられるが、民間事業者が関与する場合の課題は前述（3 項）のとおりである。

また、既存の方式である秘密証書遺言においては、パソコン等で遺言書を作成することができるという点で甲 1 案と共通し、その上、他人に財産の内容を開示する必要がなく、費用も比較的安価（1 万 1000 円）である。このような既存の方式があるなかで、より作成のハードルが高いと考えられる甲 1 案の方式を導入することで、遺言制度が「国民にとってより一層利用しやすいもの」となり、遺言の普及が図られるのか疑問である。

5 甲 2 案について

(1) ①～④の要件について

①～④に記載された要件のうち、③については、録音のみでなく録画も要すると考えるが、その他は賛成である。

遺言者自身によって遺言が口述されたとの事実を確認するには、録音よりも録音録画のほうが、より優れた手段だと考えられるため、録画も行われるべきである。また、録音データは、編集によって一部カットすることが録画データより容易である（例えば、録画データをカットすると、顔の位置が急に移動するなど、不自然さが残りやすい）ことも考慮すると、改変をより困難にするという点でも、録音録画のほうが優れている。

なお、中間試案では、民間事業者が遺言データを保管することを前提に、録画データのデータ量を考慮したようであるが、民間事業者がデータ保管まで担うべきでないことは、前述（３項(1)）のとおりである。

(2) 電子署名

利用可能な電子署名について検討すべきである。また、（注２）に記載の民間事業者による電子証明書の有効性確認については、記録方法を含めて検討すべきである。

前述した電子証明書の有効期限の問題（２項(1)②参照）に対処するためには、長期署名の利用等、何らかの措置が必要であると思われるところ、使用可能な電子署名を広げれば、方式が混在すること、関係者（認定認証事業者等）が多くなること、認定認証事業者が認証事業を廃止する場合もあることなどから、当該措置の実施を難しくする場合があるようにも思われる（杞憂の可能性もあり、断言するものではない）。他方で、近時の政策から国民のマイナンバーカードの保有割合が高まっていることも踏まえると、マイナンバーカードの署名用電子証明書による電子署名以外の電子署名を利用する必要性（社会的な需要）は高くはないように思われる。そこで、電子署名法の特定認証業務による電子署名を許容すべきか否かについては、その必要性（社会的な需要）も踏まえて議論されるべきものとする。

また、民間事業者が電子証明書の有効性を確認する場合には、その有効性を確認した事実が記録されるべきであろうが、相続開始時には当該業者が存在しない可能性も考慮しつつ、どのような形で記録されるべきかについて規律を検討すべきである。

(3) 口述の対象

「遺言の趣旨」ではなく「遺言の全文」を口述することに賛成する。遺言の趣旨が説明されたかどうかは、遺言の有効無効にかかわる重要な事実となるが、有効であるための明確な判断基準を示すことはできないと考えられるからである。

(4) 口がきけない者等への対応

前述４項(4)と同じである。

(5) 遺言者以外の者の関与に関する措置

要件④に関し、(注5)(注6)(注7)が示す措置を検討することについて賛成する。

(6) 検認について

前述4項(7)と同じである。

(7) 甲2案を総括して

甲2案の方式を採用することは極めて慎重であるべきである。

甲2案において、民間事業者の関与が必須要件とされているのか否かが明確でない。民間事業者の関与が必須要件でなければ、デジタル技術に慣れた遺言者にとって甲2案は非常に利便性の高い方式になり得るが、一方で、高齢者等においては、本人の真意に基づかない遺言が作成される(例えば、意味を解しない状態で、提示された遺言を読み上げさせられる等)といった、本方式が悪用される可能性が高まるように思われる。

また、民間事業者が関与する場合に、その民間事業者の質の確保は極めて重要であり、質を確保するための規律は慎重に検討されるべきである。そして、民間事業者が認可要件を満たしたとしても、万が一その運用が杜撰であれば(例えば、④の措置が不十分であるなど)、作成された遺言が無効になりかねず、当該事実が判明するのは遺言者が亡くなった後となる場合も多いと思われ、もはや取り返しがつかないことが想定される。そのため、民間事業者に対する継続的かつ厳格な監督も必要不可欠である。

突き詰めれば、民間事業者に求められる機能・役割は、公証役場と同等になるようにも思われ、このように民間事業者が重い責任を担うことを制度設計の一部とする遺言方式を策定する必要性・相当性については、極めて慎重な検討が必要なのではないだろうか。

6 第1の1「乙案」について

(1) 電子署名

要件①では、遺言の電磁的記録に電子署名を行うこととしているが、反対である。

中間試案の補足説明では、保管機関による保管によって改変を防止し、遺言に電子署名を行うことで真正性を担保するとしている(補足説明 32 頁 23～26 行目)。

しかし、要件④で遺言者は、保管機関に出頭し、またはウェブ会議方式を利用して、保管機関に対して本人確認(要件③)をしたうえ、遺言全文を口述することとしており、この手続によって遺言の真正性、真意性は担保されるというべきである。したがって、さらに遺言の真正性を担保するために(かかる目的で)、遺言の電磁的記録に電子署名を行うことまで要求する必要は無いと考える。

(2) 遺言が自分のものである旨の宣誓で代替すること

要件④について、遺言の全文の口述ではなく、遺言が自分のものである旨の宣誓で代替することも検討されているが（注4）、適当ではない。

遺言の本文は、遺言者の指示を受けた者が記録することも許容されており（注1）、遺言者が遺言の内容を十分に理解していない可能性もあるのであって、当該遺言が自分の遺言にかかるものである旨の宣誓だけでは真意性は担保できず、熟慮も促せない。したがって、遺言者の真意性担保、熟慮の機会確保の観点から、遺言者には、遺言の全文を口述させるべきである。

なお、秘密証書遺言は、自己の遺言である旨の申述を要件としており、宣誓と類似するとも言える。しかし、秘密証書遺言の遺言者は、遺言の証書に署名押印し、遺言者が証書を封じて証書に用いた印で封印し、公証人と証人2名の前で自己の遺言書である旨と遺言の筆者の氏名住所を申述し、公証人が日付と遺言者の申述を封紙に記載して遺言者、証人と共に署名押印することが要件とされている。このように、秘密証書遺言では、自己の遺言である旨の申述以外の要件も多々あるので、同列には論じられない。このような要件なしで宣誓のみで遺言が成立することは、真意性の担保、熟慮を促すことの観点から適切ではない。

また、遺言が記載された書面又は遺言が表示されたディスプレイを読み上げるのであれば、他人が作成した遺言を、遺言者が真意に基づかず朗読することもないとは言えないが、読み上げ時に第三者の立会を排していれば、少なくとも第三者から強要されて朗読する危険は相当軽減すると考えられる。また、遺言者が遺言の意味を理解しないまま朗読する可能性もないとは言えないが、自筆証書遺言の場合でも、遺言者において、他人が作成した遺言書を機械的に書き写すこともあり得るのであって、これに比して遺言が記載された書面等をそのまま読み上げることが口述の方法として適切でないとは言えない。

体力や認知能力の衰えにより、遺言者が遺言の全文を口述することが困難な場合もあり得るが、自筆証書遺言では遺言の全文を自筆することを要件としているところ、遺言の全文を口述させることが、自筆証書遺言の作成に比べて負担が大きいとは言えない。

そして、遺言者が遺言の全文を口述できなかった場合には、保管機関は遺言保管の申出を却下すべきである。自筆証書遺言は遺言の全文を自筆するとの要件を満たさなければ無効なのであるから、それとのバランスからしても、遺言者が遺言の全文を口述できなかった場合に保管申出を却下し、デジタル遺言が成立しないこととなっても、不当ではないと言える。

(3) 全文口述に代えて、趣旨の口述とすること

要件④について、遺言の全文の口述ではなく趣旨の口述とすることも考え得るが、(2)のとおり、遺言者の真意性担保、熟慮の機会確保の観点から、遺言者には、遺言の全文を口述させるべきである。

仮に、遺言の趣旨の口述で足りるとすると、保管機関の担当者が、遺言の「趣

旨の口述」と評価できるか否かを検討し、その要件を満たさないと判断した場合には、さらに遺言者に発問して口述させるような事態が想定されるが、適当ではない。どの程度の内容であれば要件を満たすといえるか判断するには、相当程度の知識経験が必要であるから、保管機関の担当者にその実質的判断を担わせることは適切ではなく、担当者には形式的な判断権限しかないとすべきである。

(4) ウェブ会議

要件④では、ウェブ会議方式で遺言者に口述させることができることを想定しているが、ウェブ会議方式は、遺言の真意性、真正性等を確保するうえで、支障になりかねないため（４項(6)参照）、限定的に運用されるべきである。

この点、公証事務においては、間もなく、嘱託人からの申出があり公証人が相当と認めるときはウェブ会議を用いることができるようになるが、その相当性について慎重に判断することが予定されている。一方で、保管機関で担当するのは行政官であり、公証人（法律の専門家であり、かつ、遺言に関し相当な知識経験がある者）と同程度に、個々の事案に応じて臨機応変に適切な判断を下すことを期待することは、適切とはいえない。

そこで、どのような場合にウェブ会議方式で口述させることができるかを明確にし、かつ、形式的要件を満たすというのみで安易にウェブ会議方式が利用されることがないように、その点を十分考慮した規律が置かれるべきである。

(5) 第三者の立会い排除

遺言者に対する第三者の影響を排除するため、遺言者が保管機関に対して遺言を口述する際には原則として第三者の立会いは認めるべきではなく、遺言者以外が同席しない個室で行われるべきである。

ウェブ会議方式でも同様である。

仮に、介護、看護、治療などのために第三者が同席せざるを得ない場合であっても、遺言の内容に利害関係を有する者（例えば推定相続人及び受遺者並びにこれらの者の配偶者及び直系血族）の同席は認めるべきではない。そこで、第三者が同席せざるを得ない場合には、予め同席の理由と関係性を申請させ、保管機関は、同席者に説明を求め、身分証明を示させるなどして、利害関係の有無を確認すべきである。

7 第１の１「丙案」について

デジタルデバイドの配慮は必要であり、丙案の方式はデジタル技術が苦手な者にとって乙案よりも利用しやすいと思われることから、乙案の方式に加えて、丙案の選択肢を置くことは意義があると考ええる。

8 第１の２「保管制度の在り方」について

(1) 規律について

中間試案の(1)～(4)の考え方について異論はない。

(2) 遺言の執行について

遺言の執行が円滑に行われるよう規律を検討すべきである。

前述2項(1)②のとおり、遺言執行において、遺言を電磁的記録のまま法務局、金融機関等に提供して手続が行えるよう、遺言執行者や遺産を承継した者等の申請に応じて、保管機関がデジタル遺言に電子署名を付して、関係機関に電磁的記録として提供できるようにすべきである。

また、電子証明書の有効期間が限られることからすると、相続開始から長期間経過後に改めて電子署名付きのデジタル遺言の提供申請がなされる可能性があるため、遺言者の死亡後も長期にデジタル遺言の保管を維持して、そのような申請にも対応できるようにする必要がある。

(3) 申請から保管までのタイムラグについて

遺言の保管申請から短期間のうちに保管が開始できるような態勢が整えられなければならない。

現行の自筆証書遺言の保管制度は、仮に保管機関の手続が滞り、保管完了前に遺言者が死亡し又は遺言能力喪失等の事態が発生し、遺言の保管に至らなかったとしても、自筆証書遺言自体は残り、自筆証書遺言として効力を有する。

これに対し、乙案・丙案の遺言は、遺言の本文を作成し、電子署名を行い、保管申請をしても、保管申請手続きが完了しなければ遺言は完成しない。保管申請後、保管機関の都合で保管開始までの期間が長くなると、その間に遺言者が死亡したり、遺言能力を失ったりする可能性もあり、そうすると、他の要式の遺言として有効とみる余地はなく（遺言者が作成した自筆証書遺言を丙案の方式で保管することも可能と考えられるので、この場合は格別）、遺言としては何の意味も持たない電磁的記録が残されるだけである。

このような事態を避けるためには、遺言の保管申請から保管開始まではできるだけタイムラグがないようにする必要があり、要件④の「出頭」が保管申請から1～2週間内(長くとも1か月以内)に可能となるような態勢を整えるべきである。

(4) 保管に関する費用について

遺言の保管に関する費用が高額であれば、利用者が減ると思われるため、利用料は数千円に止めるべきである。

9 第1の3「日付」について

(1) 保管制度の対象としない場合

「作成日（遺言が成立した日）」について更なる検討が必要である。

中間試案3(1)でいう「作成日（遺言が成立した日）」が、甲1案・甲2案の各要件①における「日付」を意味するかどうか明確でないが、各要件①における「日付」を意味するならば、以下の問題がある。

例えば、甲2案では遺言本文等（日付を含む、要件①の電磁的記録）の作成・

電子署名付与は遺言者が行い、口述録音等に係る技術的措置提供は業者が行うことを想定しているとされるが、遺言本文等の作成には時間がかかることから自宅で作成し、後日、予約日時に業者を訪問して録音等するといった流れが想定される。このように、民間事業者が関与するときには、とりわけ遺言本文等の作成日と、遺言の成立日が相違するケースが相当数あると考えられる。

そこで、甲案につき民間事業者の関与を前提とした制度を策定するのであれば、遺言本文等には日付を不要とするか、その日付とは別に、録音録画が完了した日を記録し、これらの日付が相違する場合には後者を「日付」とするなどの検討が必要ではないか。

(2) 保管制度に基づき保管される場合

中間試案 3 (2) の考え方に異論は無い。

乙案、丙案で保管される遺言には日付は要件とされておらず、仮に、遺言の本文に日付が入っていたり、遺言の本文を作成した日が保管をした日よりも相当前の日であったとしても、保管機関で遺言の保管手続きをする日に、遺言者が遺言の全文を口述するのであるから、保管を開始した日に遺言が成立したと考えて実質的にも問題ないと思われる。

10 第1の4「加除その他の変更、撤回」について

(1) 加除その他の変更

中間試案に賛成する。

(2) 撤回

ア 保管制度の対象としない場合

(注)を含めたB案の方向とすることが、遺言者本人の意思に沿うものと考えるが、遺言方式の最終形によって、適切な方式が異なる可能性があるため、引き続き検討を要する。

イ 保管制度に基づき保管される場合

既存の自筆証書遺言保管制度でも、遺言者は、遺言書の保管の申請を撤回することが可能である。遺言者本人が撤回を希望しているのであれば、遺言は撤回できてしかるべきであるから、C案の方式に賛成する。

第2 自筆証書遺言の方式要件の在り方

1 自書を要しない範囲

中間試案に賛成する。

財産目録を除く遺言書については、全文、日付、氏名を自署することにより、慎重な作成と真意によるものであることを担保する等の意義がある。デジタル遺言が登場した場合においても、歴史的に自署により作成してきた自筆証書遺言の運用を保持することにも意義がある。

2 押印要件

乙案に賛成する。

現行の方式において押印が求められる趣旨は、遺言の全文等の自書と相まって遺言書の同一性及び真意を確保するとともに、重要な文書については、作成者が署名した上その名下に押印することによって文書の作成を完結させるという慣行ないし法意識に照らして文書の完成を担保することにあるとされるが（最高裁判所平成元年2月16日判決等）、コロナ禍においての押印の見直し等があるとしても、未だ、上記慣行や法意識が僅かになったとはいえない。特に重要な文章を作成する際には、（電子書面においても押印を求める場合がある程である）、押印することが真意性の確保の証であると認識する風潮は依然として強くある。

また、下書きとの区別を果たす機能は大きく、慎重を期する遺言書においては下書きを複数作成することも一般的である。押印を不要とするのは、社会通念上押印が形骸化し、重要書面の多くにおいて押印という習慣がなくなった頃に再度検討することで足るといえる。また、中間試案にもあるように、押印自体の負担もそう大きいものではない。

（後注）の考え方については、賛成できない。押印を欠いたのみで当該部分について遺言を無効とすることが厳しいサンクションとなる場面も想定できるが、遺言執行者等が遺言に基づいた手続きを進めようとする際に、要件の該当性の判断が難しい場合などがあると、手続きが極めて不安定になるおそれがある。一方で、現状においても、一部の遺言の効力の判断が困難な場合等は裁判所において個別の判断がなされることによる救済がある。

よって、要件の該当性の判断が難しい場면을現行法以上にあえて増やす必要はない。

第3 秘密証書遺言の方式要件の在り方

1 規律の在り方の方向性

中間試案に賛成する。

秘密証書遺言の方式要件からすると、現在議論をしているデジタル遺言の作成方法と同様の方法で遺言書を作成すること自体、十分な検討が必要な段階であると思われる。また、秘密証書遺言の利用者数も極めて少ない現状からすれば、デジタル遺言方式を設ける必要性も高いとはいえない。

よって、秘密証書遺言について、現状においてデジタル遺言方式を設ける必要はない。

2 押印要件

(1) 公証人の押印要件について

中間試案に賛成する。

中間試案補足説明 65 頁記載のとおりである。

また同補足説明にあるとおり、書面をもって公正証書を作成する場合には、公証人による押印が、遺言者等の列席者による押印とは異なり、公証人法第 21 条第 1 項に基づき、氏名を自署して所属法務局等に提出した職印の印鑑によるものとされ、公証人による署名とあいまって、公証証書（書面による作成の場合）が、公証の効力を有するための不可欠の要件であるとされていることからすると、書面をもって作成する秘密証書遺言については、引き続き公証人による押印は必要である。

(2) 遺言者及び証人の押印要件について

引き続き両者の押印を必要とする乙案に賛成する。

秘密証書遺言は、現行法において、①遺言者がその証書に署名押印をし、②遺言者がその証書を封じ証書に用いた印章で封印し、③遺言者が公証人 1 人及び証人 2 人以上の前に封書を提出して、自己の遺言書である旨並びに筆者の氏名及び住所を申述し、④公証人がその証書提出の日付及び遺言者の申述を封紙に記載した後、遺言者及び証人とともにこれに署名し、押印するものとされている（民法第 970 条第 1 項）。

中間試案の補足説明のとおり、遺言者による証書への押印及び封印を廃止した場合、そもそも秘密証書遺言は自筆である必要はないため、遺言者の真意が正確に記載されていることを遺言書自体の体裁からは明らかにすることができない。また、押印は、作成者本人の意思によるものであることの担保という意味合いが強い。

よって、遺言者の押印は必要といえ、乙案に賛成する。

また、証人の押印についても、遺言書の内容の真意の担保という意味とは異なるが、秘密遺言証書を作成する手続きについて証人として立ち会う者が責任をもって押印をする意義は依然としてあり、また負担もない。

よって、証人の押印についても必要といえ、乙案に賛成する。

なお、（後注）については、遺言内容を執行する際に手続きが不安定になる危険があり、賛成できない。

第 4 特別の方式の遺言の方式要件の在り方

1 作成することができる場面の規律

(1) 船舶遭難者遺言について

現行法上、現行の文言である船舶が遭難した場合に限らず、航空機遭難の場合にも類推適用されると解釈されているため、航空機遭難について明文化を検討することに賛成である。

（注 1）は賛成である。

「天災その他避けることのできない事変」について、（注 1）記載のとおり、「天災その他避けることのできない事変」については、民法第 161 条において、「天

災」とは地震、洪水などの自然力を意味し、「その他避けることのできない事変」とは暴動、戦乱などの天災と同視すべき事変と解釈することに賛成する。

特別の方式の遺言は、自筆証書遺言を作成することができない、例外的な場面において作成するものであるため、作成することができる場面を、死期が迫っている場合であることを含め、できる限り明文化することが望ましい。したがって引き続き検討することに賛成する。

（注2）は反対である。

山岳における遭難は、天災その他避けることのできない事変により発生することもある。そうでない場合もある。「山岳における遭難」の場面において、天災その他避けることのできない事変により発生した遭難であるか否かを評価することは難しい。

そのため、山岳における遭難を個別に取り上げるのではなく、「天災その他避けることのできない事変」を検討することで足りると考えられる。

（2）一般隔離地遺言について

現行法上、伝染病に限らず、一般社会との交通が事実上又は法律上自由になしえない場所に在る者全てを含むと解釈されているため、明文化を検討することに賛成である。

（3）死亡危急時遺言及び在船者遺言における遺言

現行法の規律を維持することに賛成する。

2 作成方法の規律

（1）現行法の規律

現行法の規律を維持することに賛成するが、一般隔離地遺言については改正を検討すべきである。

デジタル遺言を設けることとした場合であっても、現行規定を廃止する必要はない。

一般隔離地遺言については、現行法上でも、先般のコロナウイルスにより行政から隔離処分を受けた場合が含まれると考えられるところ、自筆証書遺言も作成できないほどに死亡の危急に迫った場合であっても、現行法の要件である警察官1人及び証人1人以上の立会いは不可能である。

1（2）において、一般隔離地遺言を作成できる場面を引き続き検討する場合、要件もあわせて検討する必要がある。

（2）死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言におけるデジタル遺言方式

中間試案に賛成する。特別の方式の遺言を作成する場合とは、自筆証書遺言を作成することができないほど死亡の危急に迫った場合であるため、デジタル遺言が可能となるのであれば、遺言書作成の可能性が拡大することとなり遺言を作成しやすくなる。したがって、各案のうち一つ又は複数の方式を創設することを引き続き検討することに賛成である。

ア 死亡危急時遺言

危急時遺言の場合、遺言書の作成は口授を受けた証人が早急に誤記載なく作成することが求められるところ、デジタル技術が発達した今日においては、筆記で作成するよりも電磁的記録で作成した方が、早急に誤記載なく作成するという点で甲案は優れており、検討の余地がある。

(後注)の方法については、甲案、乙案は、証人が遺言者に読み聞かせ、遺言者が正確であることを承認するにしても、その過程に誤りが介入することもありうるため、口述した内容がそのまま遺言となることは、証人とのやり取りにおいて誤りが介入する可能性が低くなるという点で優れており、検討の余地がある。

イ 船舶遭難者遺言

アの死亡危急時遺言の場合同様、甲案は、筆記で作成するよりも電磁的記録で作成した方が、早急に誤記載なく作成するという点で優れており検討の余地がある。

丙案は、口述した内容がそのまま遺言となることは、証人とのやり取りにおいて誤りが介入する可能性が低くなるという点で優れており、検討の余地がある。

(3) 一般隔絶地遺言及び在船者遺言におけるデジタル遺言方式

在船者遺言については中間試案に賛成するが、一般隔絶地遺言については、デジタル遺言方式を検討すべきである。

2項(1)に記載したとおり、一般隔絶地遺言については、現行法の要件である警察官1人及び証人1人以上の立会いを満たすことができない場合も想定される。そのため、デジタル遺言方式を検討する必要があると考える。現行法の要件改正を検討しないのであれば、具体的には中間試案2(2)(注4)記載のとおり、証人及び警察官立会人はウェブ会議の方法により立ち会うことができるよう検討することが必要である。

第5 その他

1 遺言能力について

中間試案に賛成する。

伝統的通説によれば遺言能力とは意思能力ないし事理弁識能力であるとの見解であるが、近年では、遺言の種類内容に応じて要求される程度が変わると解する説が有力となっている。

裁判実務では、遺言能力については、医学的要素のみならず遺言の内容等の要素を総合的に考慮して判断してきた(土井文美「遺言能力(遺言能力の理論的検討及びその判断・審理方法)」(判タ1423号15頁以下))。

そのため、遺言能力の要件を法定するのは困難であるし、他に担保する手当も難

しい。現在の裁判実務のように、今後も諸般の事情を総合的に考慮して事後的に遺言能力の有無を判断せざるを得ない。

2 遺言の内容の明確性を確保することについて

中間試案に賛成する。

自筆証書遺言の場合に遺言の趣旨が判然としないために無効と判断されることがあり、それを防止する必要があるのではないかとの指摘があるというが、規律によって明確性を確保できるものとは考えにくく、遺言書を作成するのであれば、作成する者が遺言の内容を明確にすべきである。また、遺言者の財産や背景事情は様々であるため、国が全ての場合を想定してフォーマットを提示することは不可能である。

3 成年被後見人の遺言について

中間試案に賛成する。

成年後見制度の見直しを踏まえて検討する必要がある。

以上

【資料】

法務省：「民法（遺言関係）等の改正に関する中間試案」（令和7年7月15日）
の取りまとめ

https://www.moj.go.jp/shingil/shingi04900001_00299.html

- ・ 民法（遺言関係）等の改正に関する中間試案
- ・ 民法（遺言関係）等の改正に関する中間試案の補足説明
- ・ 民法（遺言関係）等の改正に関する中間試案に関する参考資料

